

会 議 録

会 議 名	平成 30 年度第 4 回東浦町景観まちづくり委員会	
開 催 日 時	平成 30 年 12 月 18 日 (火) 午後 6 時から午後 8 時まで	
開 催 場 所	東浦町役場 3 階 合同委員会室	
出 席 者	委 員	海道清信氏(委員長)、久米弘氏(副委員長)、 梶川幸夫委員、竹田正巳氏、久米義金氏、万木和広 氏、青山佳子氏
	事務局	神谷町長、井上建設部長、野村建設部次長、小井手 建設部技監 棚瀬都市計画課長、榊原課長補佐兼都市計画係長、 竹内主査、久野主査 (株)国際開発コンサルタンツ 森下
議 題 (公開又は非公開の別)	景観形成重点区域候補地区 意見交換会(明徳寺川周辺景観形 成重点区域)の意見とのすりあわせについて (公開) 次回の景観形成重点区域候補地区 意見交換会(明徳寺川周辺 景観形成重点区域)について (公開)	
傍 聴 者 の 数	1 名	
議 論 内 容 (概 要)	議題の議論内容については、別紙のとおり	
備 考		

【報告事項の意見】

- ・変更する景観計画は、共感目標を前段に記載し、手段であるルールを後述することにより、目的を明確化した方が良い。
- ・他法令の基準を満たしていても、それとは別に配慮することが景観の考え方である。しかし、絶対配慮しなければならないということではなく、協議しながら考えるという認識が必要である。
- ・住民懇談会で出た意見と、景観まちづくり委員会で話し合っている思想は、そこまで乖離はない。
- ・住民懇談会で出た意見を取りまとめ、景観まちづくり委員会及び意見交換会へ紹介すべきである。

【明德寺川周辺重点区域候補地区方針及び範囲について】

事務局： 資料4「明德寺川周辺景観形成重点区域作業フロー（案）」について説明。

コンサル： 資料4「明德寺川周辺景観形成重点区域作業フロー（案）」について補足説明。

委員長： 明德寺川周辺については意見交換会にて意見が出なかったのが当該地域を含めない案としたがどうか。

委員： 前回も当該地域を含めた方が良く発言したが、図書館周辺の住宅地については、明德寺川周辺の導入部分となるので、範囲を含めるべき。

委員： 図書館周辺の住宅地は、都市的な生活と農地に近い田園風景を味わった生活ができる場所である。

委員： 公共施設をすべて入れるべき。役場へのメインロードである場所も含めて考えるべき。

委員長： 範囲に入れた場合、地元にもどのように説明するのか。

現在、緒川の屋敷の調査をしており、調査結果を分析すると、今の範囲全てを入れるのではなく、部分的に重点区域に指定することが考えられる。具体的な場所として、屋敷壱区や屋敷貳区が中心になると考えている。

明德寺川から緒川の屋敷地区が連続すると考えるのであれば、図書館周辺の住宅も含めることが検討できる。しかし、緒川の屋敷地区南部が重点区域に指定されないのであれば、明德寺川周辺の重点区域に、図書館周辺の住宅を指定する根拠が説明できるか疑問である。

委員： 森岡、緒川、石浜、生路と弘法道に沿って重点区域が串刺しになっていくことによって、東浦町の景観の物語が形成される。

知多刈谷線の北側も景観について考えられるように範囲に入れるべき。

委員長： 緒川の地区は広いが、緒川の他の場所を差し置いて、図書館周辺の住

宅を重点区域として含めるべきか。

委員： 図書館周辺の住宅地は、田園風景が感じられる住空間とするのではないのか。

委員： 田園風景が感じられる住空間等の価値観の向上を共感するのが景観である。明德寺川周辺地域のほとんどは、ここを訪れて景観を感じる場所である。それに加えて、ここで生活する人も重要で、この場所で享受される生活シーンも大切にすべき。文化センター等の公共施設と近接していることも重要な要素である。

委員： 明德寺川周辺地域と緒川の屋敷の地域では雰囲気が違うと感じる。実際に歩いてみたところ、改めて屋敷のまち並みの雰囲気は良いと感じた。

委員： 緒川地域の住民感覚であれば、屋敷参区を外して緒川の屋敷の地域を重点区域にすることは考えられない。その部分を外すのであれば屋敷の地域については、重点区域として考えられない。

緒川の屋敷のまち並みは、北から南に向かって都市化しており、さらに、田園風景になり、石浜に向かって、弘法道に沿ってまち並みがまた現れる。弘法道に沿って景観のグラデーションがある。

委員長： 委員の意見は、良い思想である。しかし、重点区域にすることは、ほとんどの開発行為、建設行為が届出対象になるため、影響が大きく咳の度合いも重い。景観づくりをどのような方法で進めていくのかを考えていかなければいけない。

委員： 緒川の良いところは、お寺が中心であり、そこに木が植わって、丘陵地帯であることが良い。

委員： 役場から役場東交差点に向かう道路の南側は、共同住宅ばかりであるので、届出の件数が増加の可能性が少ない。

委員長： 図書館周辺ゾーンの資料に記載の書きぶりは、イメージしづらい。田園風景を味わえる場所というイメージが伝わるコメントを記載すると良い。

委員： 図書館周辺のアパートのエリアは田園風景が味わえて、明德寺川の周辺には、自然を味わえる住宅エリアがあると紹介できると注目を浴びる。

委員長： 東浦の中でも明德寺川周辺地域は、自然景観を享受できるゾーンだと売り込める。

委員： 駅も近くて、公共施設も近くて利便性が高い地域である。

委員長： 今までの考えを裏返して、図書館周辺住宅ゾーンを範囲に入れて、景観を享受できるエリアをアピールできる。

委員： この場所の経緯は、圃場整備事業をやることを検討していたが、優良な住宅地だということで、土地区画整理事業に変更した経緯がある。

県営住宅は、行政が行うので、景観に対しての配慮を率先して行わなければならないという定めがあるので、範囲から外しても良いと考える。

役場東の知多刈谷線で明德寺川周辺地域の重点区域案が線引きされているが、道路沿線の景観を考えると、明德寺川周辺ではないが、道路の北側まで入れると良いと考える。

役場については、県営住宅同様に行政施設であるので、景観に対しての配慮を率先して行うことを考えると外して良いと考える。

しかし、単純に考えると、図書館周辺ゾーンを外しても良いという考えもあり、検討する必要がある。

委員：自治体は、景観に対しての配慮を率先して行うのは当然で、それによって範囲から外すことを民間の事業者の立場で考えると、意図的に役場だけ外しているのではとイメージされる可能性がある。

委員長：先ほど、今後役場の建て替えを考えると、重点区域であるという思想を持っていることも必要であるという意見があった。

図書館周辺ゾーンの名称がイメージに合わないのではないか。

範囲については、図書館周辺ゾーンを入れることで説明する。しかし、説明ができない範囲設定では、最終的に行政の責任になる為、説明の根拠をまちづくり委員会で検討すべき。

委員：景観で高さの制限をルールで定めても、絶対高さ制限ではないので、眺望景観について配慮があれば、高さが超えても届出を絶対に適合としないわけではない。

委員長：高さを守らなくて良いというわけではなく、守っていくことを検討し配慮してもらいたい。

委員：駐車場の周りを囲うのもひとつの考えだが、駐車場の中に植樹することや駐車場を脱色アスファルトにする等の配慮をするという記載があると良い。

委員長：資料の案について、内部の配慮ではなく、舗装の色や植栽等で配慮すると記載を変更する。

【次回の景観形成重点区域候補地区 意見交換会について】

事務局：資料5「第2回 景観形成重点区域候補地区 意見交換会」及び資料6「現行届出と景観形成重点区域との違い（概略）」について説明。

コンサル：資料5「第2回 景観形成重点区域候補地区 意見交換会」及び資料6「現行届出と景観形成重点区域との違い（概略）」について補足説明。

委員：前回の振り返りをして、資料6資料7の説明をコンパクトにすると良い。

委員長：前回の振り返りを20分程度行って、新しい資料の説明を行う。付け加えて、住民懇談会の意見をまとめてお伝えできると良い。

では、今回提示した案に本日の委員会の内容を反映させ、2回目の意見交換会を行うことでよろしいか。

委員： 異議なし。

委員長： 結果については、次回のまちづくり委員会で報告する。

委員長： 以上で本日の議事を終了とする。